

第 3 回 第 8 期瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会 会議録【要旨】

1 開催概要

会議名	第 3 回 第 8 期瑞浪市高齢者福祉課計画等推進委員会
開催日時	令和 2 年 11 月 12 日（木） 13 時 30 分～14 時 50 分
会場	市役所 2 階大会議室
出席者	別紙名簿参照（欠席者：佐々木委員、大島委員）
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ 2. 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1）第 2 回推進委員会での第 1 章から第 4 章までの指摘事項等について （2）第 8 期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について <ol style="list-style-type: none"> ①第 5 章 計画の具体的な取り組み <ol style="list-style-type: none"> ア 基本目標 1 地域包括ケアの機能強化 イ 基本目標 2 介護予防・健康づくりと生きがいの推進 ウ 基本目標 3 認知症施策と権利擁護の推進 エ 基本目標 4 介護保険事業の充実 ②第 6 章 成年後見制度利用促進基本計画 ③第 7 章 介護保険サービス量の見込み ④第 8 章 指標の設定 3. その他 次回の推進委員会の予定
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> ① 会議次第 ② 第 8 期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）～ 5 章 ③ 計画素案 62 ページ差し替え分 ④ 第 8 期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）6 章～ 8 章 ⑤ 新委員名簿 ⑥ 基本目標及び施策の一覧

2 会議録要旨

会長

次第に沿って進める。議題1について事務局より説明をお願いします。

事務局

(事務局による説明)

会長

ただ今の説明についてご質問・ご意見は、よろしいようなので、続きまして議題2について事務局から説明をお願いします。

事務局

(事務局による説明)

会長

ご質問、ご意見はありませんか。

83 ページの感染症対策のところ、平時ではこれで良いと思うが、施設内でクラスターが発生した際の支援などはないのか。事業を継続するためには不可欠だと考える。

事務局

具体的な取り組みはまだ無いが、今後は国や県からの支援策も増えていくので、それらを取り入れながら瑞浪市でも検討していきたい。

もし施設でクラスターが発生した場合には、まずは保健所が必ず動く。その中で地元行政への情報提供依頼があった際には素早く対応できるようにと考えている。

会長

その他はありませんか。

委員

70 ページ『(3) ①認知症地域支援推進員の配置』などは地域包括支援センターの業務かと思われるが、支援体制の構築にあたって、個人情報の提供などほどのようなになっているのか。

事務局

認知症サポーターの支援体制について、認知症サポーターの養成後について今までは明確なものが無く、市町村の判断で行われてきたが、この度認知症サポーター活動促進事業というものが打ち出されたので、それを方針に書かせていただいた。大きな仕組みとしては拠点にコーディネーターが居て、困りごとがあったらサポーターを派遣して支援するという形になるので、指摘のあった個人情報についてはクリアすべき点だと考えているが、8期中の事業構築に向けて取り組んでいきたいと考えている。

委員

68 ページ『(13) アクティブシニアの社会参加』についてよくわからないので、簡単に教えてほしい。

事務局

高齢者の社会参加は介護予防や生きがいづくりにつながり、今後の介護人材不足も見込まれる。これらを踏まえ、高齢者を介護事業所などへの就労活動やボランティアなどの形でつなげることを総合して「アクティブシニアの社会参加」として取り組みたいと考えている。

委員

80 ページ『3 (3) 介護療養型医療施設』について、令和6年3月末いっぱいまで介護医療院に転換とあるが、介護療養型医療施設と介護医療院の違いや、転換していくメリットはあるのか。

事務局

介護療養型医療施設は令和6年3月をもって廃止することになっており、介護医療院は医療行為と長期的な生活支援を一体的に提供できる施設ということで、新たに7期からできた施設である。

委員

医療保険と介護保険、両方を使っていくということか。

事務局

介護保険法に基づく施設であるが、医療提供をするため、運営主体は医療法に基づく医療提供施設になる。

会長

前々回の診療報酬の改定でこのような方向転換がなされた。施設基準はだいたい同等レベルである。
その他はありませんか。

委員

83 ページ『6 感染症対策の推進』について、今市内の施設ではクラスターは発生していないものの、各施設でどういった取り組みをしているかわからず、また今後発生した場合に小さな法人では人材確保が難しい。施設間連携として研修や取り組みの共有を行い、いずれかの施設で発生した場合には応援体制をとれるようにするための取り組みを追加してほしい。

事務局

検討して次回の委員会で回答する。

会長

その他はありませんか。

数年前に、在宅の認知症の方が自宅を出て電車に轢かれてしまう事故が起き、多額の請求を受けたことがあった。この件は最高裁で補償の義務は無いとの判決が下されたが、それを機にこのような補償に対する保険等の取り組みをしている市町村があると聞く。瑞浪市にも線路があるので、そのような視点からも支援するようなことを考えられると、より手厚い在宅支援になるのではないか。保険となると費用負担が関わってくるので軽々しくは言えないが。

事務局

現在瑞浪市としてはそのような保険には入っていないので、今後近隣の取り組み等も踏まえ、課題の一つとして検討していく。

認知症の方の徘徊や行方不明については、70 ページにある『SOS ネットワークの構築』として、事前登録制度を8期から導入したいと考えている。その登録情報を警察、消防との連携に利用し、それに関する情報を市民に提供していくことで、できるだけ迅速に、安全に対応できるような体制づくりを考えている。

会長

その他はありませんか。

委員

基本的にはここに書かれていることで瑞浪市民の生活のインフラ整備ができるのだろうが、同じ市内でも地域によってまったく環境が異なっている。また、病院の合併、訪問診療、訪問看護などについての問題もある。計画に書かれていないこれらの問題については、どの部署の管轄になるのか。

事務局

医療関係については私たちの部署の管轄ではないが、市の中心部と周辺部とで高齢化率が異なっていることは確かである。高齢化率の高い地域においては、見守りをする方も高齢化して見守りが手薄になっていくことが予想されるので、高齢福祉課で対応を考えている。一つの事例としては、人感センサーを設置することなどを考えている。

委員

コンパクトシティの話が出ている所もあるが、反対意見も多く、街を小さくしていくというのは現実的ではない。また、現在老々介護をしている世帯など、5年後のことは想像がつかない。人感センサーや駆け付け部隊などは8期の計画に盛り込むことも予見することもできないので、ではどうするのか、という部分を現時点からどこかの部署で考えているのかが気になった。どこかが主導して取り組まなければ常に後手に回ってはよくない。意見まで。

委員

具体的な取り組みが多岐にわたることがわかったが、理解できるものではないものがある。この計画をつくるにあたっては人員と予算が確保できなければ実現できないと思うが、そこは具体的に触れられていない。計画を進めるにあたってどれだけの人員と予算が必要になるのかをもう少し明確に示してはど

うか。

事務局

ここに載せてある計画については市の各部署や社会福祉協議会の業務をまとめてあるもので、これを全て市の高齢福祉課だけで行っているものではない。実際には今ある人員で必死になってやっている状況であるが、あらかじめできないとわかっていることは挙げていない。

ここに記載してある予算については、来年度予算であるためまだ確定はしていないが、予算を要求しているので、第8期以降もこの事業を実施したいと考えている。

委員

高齢化が進むということは納税者が少なくなり、かかる費用が増えるということなので、その中で予算のバランスをどう取るのかというのが難しい。それを踏まえ、無限に出て来うる市民の要望に対して濃淡をつけてやってべき。

また、重点的に取り組むべきことが見えないので、説明に加えてほしい。瑞浪市として高齢福祉のメインとなるものをアピールしてほしい。

会長

その他はありませんか。

よろしいようなので、続いて第6章について事務局から説明をお願いします。

事務局

(事務局による説明)

会長

続いて第7章について説明をお願いします。

事務局

(事務局による説明)

会長

では8章についても説明をお願いします。

事務局

(事務局による説明)

会長

それでは第6章から第8章の項目について、ご意見やご質問はありませんか。第7章はこれからまた数字が入るということか。

事務局

お見込みの通り。93ページから98ページまでの利用者数と費用の見込は現段階の令和2年度実績値で計算したものであり、今後の実績に対してまた計算をするため変わる予定である。

会長

本日、委員の皆様からいただいた意見を参考に再度事務局で練り直していただいて、次回の委員会で協議するということですね。

それでは、次回の推進委員会の予定について事務局からお願いします。

事務局

今回のご意見を踏まえて修正をした後、12月15日から1月12日までパブリックコメントを実施する。実施については広報12月15日号にも掲載予定。来年2月上旬ごろに第4回の開催を予定している。

(終了)